

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお回します



休日の可燃ごみ収集

市クリーン推進課 (☎20・0661)

3月21日(振替休日) = 収集し
ます

町内会、子ども会などの資源集団
回収報奨金の申請を

市廃棄物・リサイクル対策課
(☎24・2428)

平成16年度後期分(10~3月分)
の申請を。期日を過ぎると報奨金を
受けられないことがあります。受付
期限 = 4月8日。受け付け = 同課

架空請求、不当請求にご注意を

市消費生活センター
(☎25・591)

「身に覚えのない有料サイトの料
金を請求された」、「受信メールを開
いたら勝手に会員登録され、料金を
請求された」などの架空・不当請求

市税を口座振替で納付している皆
さんへ

市役所納税課

市税の口座振替は、これまで振替
日に口座の残高不足により振替がで
きなかった場合、納付書を送付して
いましたが、4月からは再振替を行
います。該当者には、再振替するこ
とを通知します。

固定資産の縦覧帳簿、課税台帳を
見ることが出来ます

市役所資産税課

①縦覧帳簿 期間 = 4月1~5月31
日(土・日曜、祝日を除く) 場所 =
市役所資産税課、各支所 内容 = 平
成17年度の固定資産税の基礎となる
土地や家屋の評価額 見ることがで
きる人 = 納税者とその同居家族、納
税管理人、代理人(委任状が必要)

自己所有以外の物件も縦覧可

②課税台帳 期間 = 4月~来年3月
(土・日曜、祝日を除く) 場所 = 市
役所資産税課、各支所 内容 = 平
成17年度の固定資産税(土地、家屋・
償却資産)の評価額など 見ること
ができる人 = 納税義務者とその同居
家族(6月以降は委任状が必要)、納
税管理人、借地・借家人(対象物件
だけ、賃貸借契約書または所有者の
委任状が必要)、代理人(委任状が必
要) ①②とも印鑑が必要。納税
通知書や課税明細書を持っている場

に関する相談が絶えません。次のこ
とにご注意を。「自宅を訪ねる」連
絡が無ければ訴える」などの文面が
あっても身に覚えのない請求は無視
し、相手に連絡を取るなどしない
住所・氏名などの個人情報漏らさ
ない 不審なメールにはアクセスし
ない 携帯電話の迷惑メール防止設
定などの機能を利用する 悪質な取
り立ての場合は警察に届ける

4月から特別障害給付金制度が開
始されます

佐世保社会保険事務所
(☎34・1148)

国民年金加入が任意だったときの
未加入中の障害であったため、障害
基礎年金を受け取れなかった人への
給付金です。対象 = 昭和61年3月31
日以前に厚生年金などの加入者の配
偶者または平成3年3月31日以前に
学生であった人で、国民年金に任意
加入していなかった期間内に、障害
の原因となった病気やけがで初診を
受け、現在障害基礎年金1、2級相
当の障害に該当する人 詳しくは
お尋ねください。

合は持参してください。固定資産納
税者で課税台帳に登録された価格に
不服がある場合は、4月1日から固
定資産評価審査委員会へ文書による
申し出ができます。申し出の期限は、
納税通知書到達後60日間です。

固定資産税の納期を変更します

市役所資産税課

平成17年度第1期分の納期 = 5月
16~31日 第2期以降は従来どお
りです。(7月、9月、12月)

土地の路線価格と標準宅地の価格
を公開します

市役所資産税課

とき、ところ = 4月1日から同課
身体障害者などを対象に軽自動車
税を減免

市役所資産税課

身体障害者手帳などを所有してい
る人で、一定の要件を満たす場合に
軽自動車税の減免を受けることがで
きます。手続き = 4月1日~5月31
日に同課で

軽自動車税は4月1日現在の所有
者に課税されます

市役所資産税課

持ち主の変更、廃車、盗難に遭っ

4月1日からは新しい国民健康保
険証を使いましょう

市役所戸籍住民課

平成17年度から保険証は個人こと
のカードサイズに変更されます。新
しい保険証は3月下旬に郵送します。
4月1日から病院に行くときは、必
ず新しい保険証を持参してください。

国民健康保険の夜間・日曜相談

市役所国民健康保険課

●夜間相談 = 3月24日17時15分~
20時 ●日曜相談 = 3月27日9~16
時 ところ = 同課 相談内容 = 保
険の納付、国保資格、医療費など

国民健康保険税の納め忘れはあり
ません

市役所国民健康保険課

保険税は、国民健康保険加入者の
医療費や出産一時金、葬祭費などに
充てられます。本年度の納付月は3
月が最後です。本年度分の保険税は
年度内に忘れないよう納付してくだ
さい。

3月は国民健康保険税第10期分の
納付月です

市役所納税課

納付には、便利な口座振替や納税
組合をご利用ください。

たなどの場合は、3月31日までに手
続きを 手続き、お尋ね = 百二十五
cc以下のバイクと小型特殊車、市役
所資産税課、二輪の小型自動車、佐
世保自動車検査登録事務所 (☎31・8
048)、軽一・三・四輪、軽自動車
協会 (☎31・1385)

ブックスタート事業

市立図書館 (☎25・618)

赤ちゃんの「10カ月児歯科・育児
相談」のときに、絵本などをお渡し
します。相談に参加できなかった
人へは、相談日以降に同館・児童
室でお渡しします。

返却期限を過ぎた図書館の本はあ
りませんか

市立図書館 (☎25・618)

図書館の本は、市民共有の大切な
財産です。借りた本は期限内に返却
してください。

利用できなくなった図書館利用者
カードはご返却を

市立図書館 (☎25・618)

市立図書館に利用登録ができる人
は、市内に在住しているか通勤・通

燃やせないごみ(不燃ごみ)も
ごみ処理券を張って出してください

家庭ごみの新しい出し方は、月1回収集
の燃やせないごみ(不燃ごみ)も、指定ご
み袋に入れてごみ処理券を張って出すこ
とになっています。ご注意ください。
45ℓの指定ごみ袋に入らない大きさの
燃やせないごみは、「粗大ごみ」となり戸
別有料収集となります。

燃やせないごみ(不燃ごみ)とは...
陶器類、ガラス・コップ類、金属類、
傘、スプレー缶、化粧品や食用油などの
瓶・缶、灯油缶、小型家電製品など
ごみカレンダーに掲載しています。
【お尋ね】市廃棄物・リサイクル対策課
(☎32-2428)

電話加入権を公売します

市役所納税課

とき = 3月25日10時 ところ = 同
課

学している人、近隣町、佐々、小佐々、
吉井、世知原、宇久、小値賀、波佐見、
川棚、東彼杵、西彼、大島、崎戸、
西海の各町)に在住の人です。転出
や転勤などで該当しなくなる場合は、
利用者カードを返却してください。

スポーツ安全保険にご加入を

市教育委員会スポーツ振興課

5人以上のグループでお申し込み
を。掛け金は年齢、種目で異なりま
す。保険期間 = 4月1日(4月1日
以降加入の場合は入金日の翌日)~
来年3月31日

4月から産業廃棄物税(県税)が
導入されます

県庁税務課、県庁廃棄物・リサイ
クル対策課
(☎095・824・1111)

長崎県では、産業廃棄物の排出抑
制やリサイクルの促進、適正処理を
推進し、循環型社会を構築するため
の取り組みの一つとして産業廃棄物
税が導入されます(沖縄県を除く九
州7県で同時に導入予定) 納税義
務者 = 産業廃棄物を排出する事業者
(中間処理業者を含む) 家庭から
出るごみは対象外です。

人権 シリーズ

犯罪被害者など 犯罪被害者やその家族は、捜査や裁判の段階で過剰な報道やプライバシー侵害などで精神的苦痛にさらされがちになります。最近では、法が改正されるなどして犯罪被害者などに対しての配慮や保護が図られています。無責任なうわさや中傷、興味本位の報道などが生じないように、周囲の人や社会全体の理解が必要となります。お尋ね 市役所人権啓発課